

2021春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	森林労連
方針決定日	2020年2月20日
要求提出日	各構成組織で決定
回答指定期	各構成組織で決定

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
○林業労働者の賃金等労働条件について、国の施策によって他産業並みの処遇確保を求める。 ○総合的労働条件の改善を求める。	
(2) 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための体制整備	○全職場段階で要求書を提出し、労使交渉の強化を図る。(林野労組)
(3) 賃上げ要求	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	○連合中小共闘方針である賃上げ水準目標6,000円(ペア2%相当額+格差是正分)・賃金カーブ維持分4,500円・総額10,500円以上を目安に要求。(全山労) ○組合員の生活実態を踏まえ、賃金を引き上げること。(林野労組)
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	○住居手当については、要件を具備した当該月を支給の始期とするとともに、国家公務員宿舎の削減及び宿舎使用料等の段階的引上げを踏まえ、総合的に改善すること。(林野労組) ○通勤手当については、社会経済状況の変化、職員の生活実態を踏まえた支給額の引き上げ、新幹線等利用の加算額の引き上げを行うこと。(林野労組)
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	○一時金及び諸手当の改善を図ること。(林野労組)

(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

■長時間労働の是正	○不払い残業撲滅のため、厳格な勤務時間管理を徹底すること。(林野労組) ○超過勤務縮減のための体制を確立し、実効ある超過勤務縮減策を実施すること。(林野労組) □
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	○非常勤職員制度について、法律上明確に位置付けることとし、勤務条件等、均等処遇の原則に基づき、関係法令、規則を適用するとともに、通年雇用とする等、雇用の確保を図ること。(林野労組)
■職場における均等待遇実現に向けた取り組み	○均等・均衡待遇に向けて臨時・非常勤職員の処遇を抜本的に改善すること。採用時の賃金単価、適用単価改正時の遡及対応等の改善を図ること。(林野労組)
■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み	○公務員の段階的な定年引上げについて、着実かつ早期実施を図ること。(林野労組) ○定年引上げまでの間は、2013年の閣議決定に基づき、フルタイムを中心とする職員の希望通りの再任用の実現とあわせ、短時間勤務再任用の勤務日数については、週3日以上とすることや、高齢期の生活を支える給与、宿舍の貸与等、適切な労働条件を確保すること。(林野労組)
■テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み	○テレワークの環境整備を図ること。(林野労組)
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など	○「緑の雇用」新規就業支援対策等の人材育成・確保政策の拡充を図ること。(森林労連)

(5) ジェンダー平等・多様性の推進

・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	○休業制度の内容を充実するとともに、取得しやすい職場環境の整備を図ること。(林野労組) ○介護休暇の有給化や期間の拡大等内容を充実すること。(林野労組) ○子の看護休暇について、対象年齢を拡大する等、内容を充実すること。(林野労組)
---	--

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

--